

議員（尾崎 忠義）

13番 尾崎 忠義でございます。

私は、令和元年9月多度津町議会第3回定例会におきまして、町長及び教育長そして各関係担当課長に対し、1、幼児教育・保育の無償化に伴う給食食材費の取り扱いについて、2、学校給食に安全な食材の提供について、3、教科用図書採択について、4、全国学力テストの結果についての4点を一般質問をいたします。

まず最初に、幼児教育・保育の無償化に伴う給食食材費の取り扱いについてであります。

消費税増税導入による幼児教育・保育の無償化がこの10月から実施予定ですが、保育所、保育園給食費の負担の取り扱いが焦点になっております。副食材料費、国の基準月額額は4,500円ですが、これは公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することになります。国は無償化に伴い、年収360万円以下の世帯を副食材料費の免除対象としましたが、年収360万円を超える世帯は新たな負担となります。自治体独自の負担軽減の対応が相次ぎ広がっておりますが、内容は様々でございます。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、町の保護者負担は現在どうなっているのか。

2点目には、10月以降はどのようにしようとしているのか。また、他市町ではどうなのか。

3点目に、幼・保無償化での給食費負担で滞納したら保育中断になるのか。

4点目に、保育所は一人一人に新たな副食材料費の請求を出す必要が出てき、免除対象者には請求しないなど複雑な対応が求められ、説明、請求、徴収管理など、この負担が新たに保育所や保育士にかかり、深刻な保育士不足の中、長時間、過密労働に拍車をかけることにならないのか。

5点目に、事務負担軽減のため、町による新たな支援や人員配置が必要ではないのか。

6点目に、子供のための安心・安全、育ちを保障する保育という観点がなくなってしまうことについてどう考えるのか。

7点目に、町単独の補助として食材費の実費負担で給食副食費月額相当を補助する仕組みを作ることはできないのか。

以上、7点について質問をいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の幼児教育・保育の無償化に伴う給食食材料費の取り扱いについてのご質問のうち、保育所について答弁をさせていただきます。

1点目の町の保護者負担は現在どうなっているかについてでございますが、0から2歳児クラスについては現在主食費、副食費ともに保育料の中に含まれております。3から5歳児クラスについては副食費は保育料の中に含まれておりますが、主食費は各施設の設定額を保護者の方に負担をしていただいております。

2点目の10月以降はどのようにしようとしているのか、他市町ではどうかについてでございますが、多度津町においては現在の保育料よりも副食費の負担が増加する世帯が発生しないよう国の補助に加え、現に扶養する18歳以下の第3子以降の子供については県の補助も適用しながら対象者については全額を補助いたします。

他市町では、丸亀市及び三豊市におきましては、市在住の全ての3歳児から5歳児の主食費及び副食費を全額補助しますが、善通寺市、琴平町、まんのう町は本町と同様の補助を行う予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

以下の答弁につきましては、担当課長の方から答弁をさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の3点目以降のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、3点目の給食費負担で滞納したら保育中断になるかについてですが、給食費は実費徴収となるため各施設の意向によるかとは存じますが、町としましては滞納が継続されることのないよう保護者に連絡等を行い、お支払いいただくよう働きかけてまいります。

4点目の保育所や保育士に新たに負担がかかるのではないかについてですが、これまでも主食費や行事費など実費徴収として様々な費用を徴収していることや、全施設において事務職員が配置されていることから、事務負担が急増することは想定しておりませんが、今後保育所の状況を見ながら場合によっては負担の軽減が行えるよう支援していきたいと考えております。

5点目の事務負担軽減のために新たな支援や人員配置が必要ではないかについてですが、先ほど申し上げましたとおり、保育所と協議しながら新たな支援が必要であるかということも含め検討してまいります。

6点目の子供のための安心・安全、育ちを保障する保育についてですが、現在食育については保育所保育指針の中で保育の一環として位置づけられております。栄養量などについても、毎年県の監査を受け、子供達の健全な成長が保障されるよう各保育施設で取り組みがなされています。無償化後も食育の位置付けは変わらないため、今後も子供の安心・安全な育ちを保障する保育に変わりはないと考えております。

7点目の町単独の補助として、副食費月額相当を補助する仕組みについてですが、町長の答弁の中でも申し上げましたとおり、現在の保育料よりも負担が増えることのないよう国や県の補助に加え、町単独の補助を行う予定です。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

教育課からは、幼稚園における給食費に関することを答弁させていただきます。

まず、1点目の現在の給食費の保護者負担についてのご質問に答弁させていただきます。

本町の幼稚園児の1食の給食費は主食、副食費を合わせて1学期までは205円、2学期からは215円を保護者からいただいております。これらの費用は減免の対象はなく、全ての保護者からいただいております。

続いて、2点目の10月以降の本町の対応と他市町の対応についてのご質問に答弁させていただきます。

本町では、10月以降、年収360万円以下の世帯の園児及び第3子以降の園児について副食費の免除を予定しております。また、他市町の状況につきましては、新聞報道でもありましたとおり、丸亀市及び三豊市につきましては全ての園児の給食費を無償とし、善通寺市、琴平町、まんのう町は本町と同様の対応をとるようです。

最後に、7点目の町単独で給食費の副食費月額相当を補助する仕組みを作ることについてのご質問に答弁させていただきます。

現在のところ、先ほども答弁いたしましたとおり、年収360万円以下の世帯の園児及び第3子以降の園児についての副食費の免除を予定しておりますが、それ以外の園児の免除は予定をしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

今回、給食材料費の取り扱いが各施設と保護者間での直接契約の仕組みとなり、それと同時にこの10月1日から消費税10%となる予定でもあり、保護者負担もあらゆる面で、特に教育費負担の大きい時期に当たり増えることから、所得格差で区分するのではなく、町内に在住する全ての3歳から5歳児園児は不公平ではなく、全て平等として取り扱い、また少子化対策及び子育て支援としても丸亀、三豊市のように、ぜひ全ての園児の給食費を無償化とし、対象家庭も少ないと思われまますので、来年度の予算に組み入れることを強く要望をいたします。

次に、学校給食に安全な食材の提供についてであります。

9月1日から2学期が始まり、1市2町が共同して運用する新しい給食センターが稼働を開始いたしました。学校給食は、子供達の心身の成長を支える大きな教育的役割があります。そして、給食費用の心配がなく、どの子にも安全でおいしく栄養豊かな給食が保障されることが大切であります。しかし最近、輸入小麦から作られたパンから発ガン性の疑いのある除草剤、グリホサートが検出され、学校の給食パンは大丈夫かとの声が上がっております。

日本は、小麦の8割超を輸入をしております。その多くをアメリカ、カナダに頼っていて、両国では収穫前のグリホサート散布が一般化しております。農水省の残留農薬検査でも、アメリカ産の9割、カナダ産小麦のほぼ全てからグリホサートが検出されており、さらに厚労省は、輸入小麦の残留農薬基準を5ppmから、国際基準イコールアメリカ基準に合わせ30ppmと大幅に緩和し、検査数値を公表していないのが状況でございます。

グリホサートについては、ガンのリスクにとどまらず、低量でも影響がある環境ホルモン作用、発達神経毒性、脳や神経に影響を及ぼす腸内細菌叢への悪影響が指摘をされております。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、食材をどのような基準で選んでいるのか。

2点目は、地元県産小麦で賄えないのか、また米粉パンは使えないのか。

3点目に、パン、米、野菜、牛乳、果物、肉などの各食材業者はどこなのか。

4点目には、給食は教育の一部であり、食材イコール教材という意識でコストや地産地消の数値にとらわれずに提供できないものか。

5点目に、1市2町での献立の作成、食材の調達での適正なチェック体制はどうか。また、食育推進計画を立てることが必要と思われるが、どうか。

以上、5点についてお尋ねをいたします。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の1点目の食材をどのような基準で選んでいるかについてのご質問に答弁させていただきます。

食材の調達は、香川県学校給食会を通じて指定の業者に発注して納品されるパン、米、牛乳のような食材と、1市2町で選定した業者で入札して決定する野菜、肉、果物等の食材があります。

食材にはそれぞれに規格を設けて、国産や県産、1市2町産等の地場産物を積極的に使用するなど安全・安心な食材を選定しております。また、食材の入札には保護者や学校長、園長も参加し、価格だけでなく品質も考慮し決定しております。

続いて、2点目の地元県産小麦で賄えないのか、また米粉パンは使えないのかについて答弁させていただきます。

県産小麦で全てを賄うことは、供給量の関係で難しいのが現状です。学校給食用パンについては、香川県学校給食会が品質規格に従って製粉工場で製粉した小麦を日本穀物検定協会に検定を依頼し、これに合格したものを購入の上、指定工場で製パンし、学校に納入されております。また、給食用パンに供給されている小麦、カナダ、アメリカ産は無漂白粉で栄養内容の向上を図っております。

パンの種類につきましては、香川県産米粉50%を使用した米粉パンや全粒粉パン、さぬきの夢2009を60%含む小麦も給食に使用しております。

続いて、3点目のパン、米、野菜、牛乳、果物などの各食材業者はどこなのかについてのご質問に答弁させていただきます。

先ほども答弁させていただきましたように、パン、米、牛乳については香川県学校給食会を通じて指定の業者に発注し納品されております。現在のところ、パンはぜいたく堂、牛乳は毎日牛乳が納品しております。野菜、果物等の食材については、登録された29の業者から納品目により入札を行い決定されております。

続いて、4点目の給食のコストや地産地消の数値にとらわれずに提供できないものかについての質問に答弁させていただきます。

給食のコストにつきましては、決められた給食費の中で賄うには、ある程度の制限は必要だと考えております。また、地産地消の推進についても、地元でとれた野菜を使用しており、食に関する指導では生産者を講師として授業に参加してもらうなど実践的な教育も進めていることから、必要な指標の一つだと考えております。

最後に、5点目の1市2町での献立の作成、食材の調達での適正なチェック体制はどのようなのか、また食育推進計画を立てることが必要と思われるがどうかについての質問に答弁させていただきます。

献立の作成につきましては、栄養教諭が1市2町のそれぞれの特徴を生かした献立を組み合わせたり、味つけや栄養価、子供たちの嗜好を考慮したり工夫をしております。食材の調達については、1市2町協議会職員により入札から食材の納入、研修まで適切に行われるようなシステムとなっております。

食育推進計画につきましては、県が平成28年3月に策定した第3次かがわ食育アクションプランにより、栄養教諭、学校栄養職員により学級活動における食に関する指導を小・中学校で行っております。また、学校給食における地場産物を活用する割合を増やすよう積極的な取り組みを実践しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

児童が毎日食する学校給食は、食の安全が一番であり、遺伝子組み換え食品も問題になっております。給食用パンに供給されている小麦粉、カナダ、アメリカ産は無漂白粉で栄養内容の向上を図っているとの答弁でございますが、輸入小麦の除草剤のグリホサートなど、人体に悪影響を及ぼす残留農薬基準の検査数値をチェックをし、公表すべきことを強く要望をいたします。

3点目に、教科用図書採択についてであります。

この夏、新学習指導要領に基づいて、来年度、2020年から使用される小学校の新しい教科書全科の採択が行われます。新聞報道によれば教科書のページ数が1割増となり、高学年の英語やプログラミング教育が始まるなど、子供達の学習が大きく変化するようでございます。また、新学習指導要領で文部科学省は、小・中学校の道徳を特別の教科、道徳科として位置づけ、児童・生徒の内面を評価することになりました。国の検定を通った教科書を使い、子供達に特定の価値観を押しつける教科書は必要なく、教科書展示会で意見を出し、教科書採択には多くの住民の意見が幅広く反映すべきだと考えます。しかし、現行の制度では教科書は教育委員会が採択するとされておりますが、どの子もよく分かり、楽しい学習が進められるよう、よりよい教科書が採択されるために実際に教科書を使って子供達に教える現場の教員の意見や保護者など住民の声を尊重すべきであります。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、2020年、令和2年度に全国で使用される小学校の新しい教科書の町での採択はどここの出版会社なのか。

2点目に、採択に対して選択基準はどのようにしたのか。

3点目に、教育現場の教員の意見や保護者など住民の声は反映されたのか。

4点目には、日本国憲法、子供の権利条約の精神に基づき、子供達にとってより理解しやすく、より楽しく学習できる教科書は採択されたのかどうか。

5点目に、子供の内面を評価し、価値観の押しつけに繋がる道徳の教科化は中止すべきと思うがどうか。

5点について質問をいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の教科用図書採択についてのご質問に答弁させていただきます。

1点目の令和2年度から本町小学校で使用する教科書の出版会社についての質問に答弁させていただきます。

国語、書写、理科、家庭、保健は東京書籍です。社会、音楽は教育出版です。算数、生活は啓林館です。図画工作、道徳は日本文教出版です。地図は帝国書院です。外国語は開隆堂です。

続いて、2点目の採択基準はどのようにしたのかについてのご質問に答弁させていただきます。

研究の調査の観点として、教科書の内容の選択及び扱いに関する事、これが1点です。また、2点目、内容の構成及び分量に関する事、3点目、表記、表現及び編集上の工夫に関する事を調査研究し、教科書を共同採択し、決定しました。

続いて、3点目の学校現場の教員の意見や保護者などの住民の声は反映されたのかについての質問に答弁させていただきます。

丸亀、坂出、綾歌、仲多度の三採択委託地区の共同教科用図書選定委員会において、種目別研究報告を行っています。その際、調査研究をした調査員は、全て該当地区の在籍教員です。その調査報告も参考にしながら採択について検討します。また、当然町の教育委員会でも議論します。さらに、仲多度採択地区教科用図書選定協議会では、各町の保護者の代表、校長の代表に選定委員として選定に関わっていただいています。こうしたことから、現場の教員の意見や保護者の声なども反映されていると言えます。

続いて、子供達にとってより理解しやすい、より楽しく学習できる教科書が採択されたのかのご質問に答弁させていただきます。

学習指導要領に準拠して作成されたものの中から調査研究し、採択されている教科書です。児童にとって理解しやすく、より楽しく学習ができるような教科書を採択してはいます。ただ、指導の際は教科書研究をして、教材を分析して指導の工夫をすること等教科書の活用の仕方は学校現場に求められているという風に考えています。

最後の5点目の道徳の教科化は中止できないのかのご質問に答弁させていただきます。  
学校教育法を初めとする法規、学習指導要領を基準にして教育課程を編成することから、今回の道徳の教科化の中止はできないと考えています。  
以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

今、子供たちがどんな教科書で学んでいるか、出版社によって書いてあることも表現も様々ですので、採択してはならない、採択してほしい教科書、また問題のある教材と比較的よい教材など、自分の視点で吟味をし、人権、平和、共生などPTAでの議論、保護者一人一人が教科書について関知をし、ぜひ教科書の展示会を最寄りの会場へ行けるように周知徹底することを強く要望をいたします。

最後になりまして、全国学力テストの結果についてであります。

文部科学省は、小学6年生と中学3年生を対象にこの4月に実施した全国学力テスト、つまり全国学力・学習状況調査の結果を発表いたしました。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目に、町ではどのような結果であったのか。

2点目には、全国学力テストが実施される4月は、学年の初めの重要な時期でもあり、5月の運動会も控えており、学力テスト対策に追われ、その後の学級づくりや授業づくりにとって影響はなかったのか。

3点目には、テスト対策のため、授業時間が増えたり宿題が多くなり、子供や職員に過度の負担が強えられることはなかったのか。

4点目に、教育条件の整備が今緊急に求められており、豊かな学力を保障するためには教員の定数を抜本的に増やして授業の準備に十分に時間をかけ、創意あふれる教育ができるようにし、学習の遅れがちな子供にも丁寧に対応できるようにし、教員の多忙化を解消することが必要だと考えるがどうか。

以上、4点について質問をいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の全国学力テストに関する質問について答弁させていただきます。

1点目の学力テストの結果はどうだったのかのご質問に答弁させていただきます。

今回は中学3年生で国語、数学、英語が実施されました。小学校は6年生で国語、算数が実施されました。平均正答率については、中学校で全国平均を下回っていました。小学校では上回っていました。平均正答率だけでなく成績の分布状況、観点別の評価の状況、質問紙による学習状況の様子などをデータとして分析して結果を出しています。当然、個人の結果については、児童・生徒一人一人にどういう状況であったのかということをお知らせできるように詳しくお知らせしておるところであります。

続いて、2点目の学力テスト対策に追われ、その後の学級づくりや授業づくりにとって影響はないのかのご質問について答弁させていただきます。

全国学力・学習状況調査の目的は、全国の児童・生徒の学力や学習状況を把握し、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、学校における児童・生徒の教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることです。そのため、事後の結果分析や指導法の改善の研究を進めることは大切なこととし、日々の授業改善に生かすことは重要だと考えています。事前のテストのための対策は必要ないと考えております。

続いて、3点目のテスト対策のため、授業時間が増えたり宿題が多くなったり等、子供や職員に過度の負担が強いられることはないのかの質問に答弁させていただきます。

教育委員会といたしましては、高い得点を獲得するためのテスト対策は、やはり教育的ではないと考えております。また、学校は教育計画のもと学校運営をしており、テスト対策のための授業は授業数増とも関係してくるため、実施できる状況ではありません。学校へはテスト対策のためだけの授業時間を増やしたり、宿題を多くしたりすることはないように周知しております。

最後に、教員の多忙化を解消することが必要だと考えるかどうかの質問に答弁させていただきます。

教職員が心身両面の健康を維持しながら教育活動に意欲的に取り組む環境づくりを進め、ひいては教員の資質の向上と子供達の豊かな成長を目指します。そのため、教育委員会としては勤務実態の把握、部活動に関する休養日、活動時間の設定、夏季休業中の学校閉庁日の設定、また専門スタッフの配置などを推進したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

全国学力テストは、点数競争の弊害を大きくするだけで、子供に豊かな学力をつけることには役立たないことがますます明らかになっており、今、国が実施している年間数十億円の予算を使い、毎年全ての子供を対象にしてテストを行う必要はないことを最後に申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。